

要 望 書

全国市議会議長会は、第93回評議員会において別紙のとおり満場一致で決議いたしましたので、特段の措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

平成24年11月

全国市議会議長会
会長 関谷 博

目 次

地方税財源の充実確保に関する決議	1
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	3

地方税財源の充実確保に関する決議

基礎自治体である市は、社会保障や教育など住民生活に直結した様々な行政サービスを提供している。

少子高齢化による社会保障関係費の増嵩をはじめ財政需要が急増する中、地方自治体が持続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、地方一般財源総額の確保が必要不可欠である。

さらに、行政サービスを提供する上で、地方が担う事務と責任に見合うよう国と地方の税源配分を見直し、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより必要額を確保すること。

2. 都市税源の充実確保

- (1) 個人住民税の充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という税の基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除は導入しないこと。
- (2) 自動車重量税及び自動車取得税については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。
なお、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

3. 地球温暖化対策に関する地方税財源の確保等

地球温暖化対策のために地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を地方に譲与する地球温暖化対策譲与税を創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上決議する。

平成24年11月8日

全国市議会議長会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から1年8ヶ月が経過した。被災自治体においては、復旧・復興に向けて懸命の努力がなされているものの、被災者の生活再建や住宅の集団移転をはじめ、未だ残る膨大な災害廃棄物の処理、ライフライン・公共施設の復旧、地域産業の再生等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染問題への対応など、解決すべき困難な課題が数多く山積している。

発災以来、我々全国の市では、それぞれ被災地に対し出来得る限りの支援を行ってきたところであるが、これから被災地の復旧・復興に向け、さらに全力で支援を行っていく決意である。

国においては、これまで種々の施策が実施されてきたが、復興の進捗が遅れることがないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であり、また、施策の具体的制度運用に当たっては、被災自治体が地域の実情に応じた各般の事業を主体的かつ有機的に実施することができる、自由度の高い効果的な内容とする必要である。

よって、国においては、全ての国民が念願する被災地全体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、国の総力を結集することにより、さらに万全の措置を講じるよう強く要望する。

以上決議する。

平成24年11月8日

全国市議会議長会